

防災・減災に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と中京大学（以下「乙」という。）は、平成28年3月29日に締結した包括連携に関する協定（更新された場合はその協定）に基づき、甲が目指す共働による災害に強いまちづくりを実現するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模な災害等を想定し、甲及び乙が連携して災害に強いまちづくりを進めるとともに、発災時には相互に協力して市民・学生の生命を守るため、必要な事項を定めるものとする。

（連携・協力の内容）

第2条 甲及び乙は、平時から相互に協力し防災・減災力向上に関する連携を図るものとする。

2 発災時における乙の協力内容は次のとおりとし、可能な範囲で対応するものとする。

- （1）避難者、要配慮者及び帰宅困難者の受入れに関すること。
- （2）支援物資等の受入れに関すること。
- （3）災害ボランティアの滞在場所の提供に関すること。
- （4）バス等の車両の提供に関すること。
- （5）その他災害対応上必要な内容に関すること。

3 乙は協力可能な施設について、毎年度4月末までに利用可能施設報告書（様式第1号）により、甲に報告するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、発災時において、前条に関する協力を乙に要請しようとする際は、第6条に定める連絡担当部局に対して、電話・電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 協力を要請された乙は、乙の運営に支障がない限り、極力これに応じ協力を努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第2条第2項各号に掲げる発災時における協力に係る費用の負担については、乙の負担とする。ただし、甲の要請により乙が提供した物資に要した経費については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（連絡担当部局）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとし、毎年度4月末までに連絡責任者報告書（様式第2号）を相互に提出するものとする。

（地域との連携）

第7条 発災時において乙は避難者等を円滑に受け入れるため、平時から自治区、自主防災会などの地域活動への協力に努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から別段の意思表示がない限り、本協定はさらに1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年9月1日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市

豊田市長

大田 稔 彦



乙 名古屋市昭和区八事本町101-2
学校法人梅村学園
中京大学

学 長

安村 仁 志

